

Aは、見た人が住居とは思えないような、奇抜な家に住みたいと考え、Bとの間で設計請負契約を締結し、Bは、同契約に基づいて、斬新なデザインを考えつき、これを記した設計図αを作成した。しかしながら、請負代金をめぐってAとBの関係がうまくいかなかったため、当該契約は解除された。その際、Aは、Bから渡された設計図αをBに返却したが、返却前にBに無断でそのコピーを取っていた。また、Bは、設計図αに設計者としてBの氏名を記載していたが、設計図αはAとB以外には知られていなかったため、Aは、そのコピー上のBの氏名を抹消して自分の氏名を記載した。

その後、Aは、複数の建築業者に対して、Aがコピーした設計図αを、自分が作成したものと偽って見せた。その上で、Aは、それらの建築業者の中からCを選んでその建築を依頼し、Cは、これに従ってAの住居（以下「A住居」という。）を建築した。A住居は、そのデザインの斬新さが評判となって、路上から見物する人が絶えなかった。Aは、A住居に住み始めてから数年後に別の土地に転居しなければならなくなったため、不動産業者を介して、これをDに売却した。

Dは、自分の住居であるA住居が注目されることには満足していたが、その玄関が余りに派手過ぎると感じたため、これをやや地味な印象を与えるように改築した。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。

〔設 問〕

1. Bは、Aに対してどのような請求をすることができるか。
2. Bは、Dに対してどのような請求をすることができるか。
3. Eは、A住居に興味を持ち、Dに無断で写真撮影した。そして、その写真に基づいて、A住居のミニチュアを多数製作し、これを販売している。

Bは、Eに対して、著作権に基づき、A住居のミニチュアの製作販売の差止めを請求するために、どのような主張をすることができるか。

これに対して、Eは、どのような主張をすることができるか。

【設問1】 - BのAに対する請求

- Bは、設計図αは図形の著作物（2条1項6号）であり、Bがその著作権・著作者人格権を有すると主張することができる。
- ◆ 設計図の創作性を判断する際、設計図が表す建築物のデザインが考慮されるのか問題になる。
- 設計図で創作的な建築デザインが表現されているのであれば、この建築デザインに基づく創作性を否定すべき合理的理由はない。したがって、設計図が表す建築物のデザインが考慮されるべきと考える。他方、設計図で建築デザインの本質的特徴が表現されていないのであれば、当然、建築デザインは考慮されない。
- 2条1項15号ロは、設計図を模倣して当該設計図で表現されている創作的建築デザインの本質的特徴を直接感得できる建築をする行為は、当該著作物の複製に該当するという当然の結論を確認した規定であると考ええる。
- 実用物である建築の著作物については、実用的な機能とは分離して把握できる美的特性に創作者の個性が表現されている場合に創作性が認められると考える（分離可能説）。
- 設計図αには、創作的表現（創作者の個性が発揮された表現）である奇抜で斬新な建築デザインが表現されている。したがって、設計図αは図形の著作物であり、創作者であるBがその著作権・著作者人格権を有する。

2条1項15号

「複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。（略）

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。」

【設問1】の続き

- Bは、設計図αの複製物を無断で作成した行為及び当該複製物を複数の建築業者に提示した行為について、複製権（21条）侵害に基づく損賠賠償請求（民法709条）をすることができる。
- Bは、私的使用目的複製の抗弁（30条1項）に対し、建築のために多数の建築業者に複製物を見せる行為は、私的使用目的以外の目的のために設計図α複製物を公衆（2条5項）に提示する行為であるから、49条1項1号により複製権侵害とみなされると反論することができる。
- 設計図に従った建築は、設計図の目的を完全に成就する行為であること、さらには、著作物を公衆に公開して46条所定のフリー利用対象物にし、設計図の著作権者に多大な損失をもたらすことから、私的使用目的（「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する」目的）での行為には該当しないと考える
- したがって、建築のために多数の建築業者に著作物の複製物を見せる行為には49条1項1号が適用されると考える。
- よって、無断で作成した設計図αの複製物を複数の建築業者に提示した行為について、提示を受けた建築業者が多数である場合、Bは、Aに対し、複製権侵害に基づく損賠賠償請求をすることができる。

【設問1】の続き

- Bは、A住居の建築について、複製権侵害に基づく損賠賠償を請求することができる。
- A住居は、設計図 α どおりに（設計図 α に依拠して）建築された結果、設計図 α で表現されている創作的建築デザインを直接感得できる建築物（有体物）であるから、設計図 α の複製物に該当する（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決）。
- ◆ A住居の作成主体が施主であるAなのか、施工業者であるCなのか、問題になる。
- 著作物利用主体は、著作物利用業務を管理・支配する者は誰であるか、当該業務の利益の帰属先、当事者の自主性等の諸事情を総合考慮して判断されるべきと考える（音楽教室事件最高裁判決）。
- 本件では、建築業務を実施するか否かとその条件はAにより決定されたこと、建築の成果物は専らAにより使用されること、及び受託者であるCは委託者であるAの指示に従う義務があることに鑑み、A住居の作成主体はAであると考えられる。
- 上記のとおり設計図（設計図 α ）に従った建築物（A住居）の建築は、私的使用目的複製（30条1項）には該当しない。
- よって、Bは、Aに対し、A住居の建築について、複製権侵害に基づく損賠賠償を請求することができる。

【設問1】の続き

- Bは、A住居のDへの売却は、複製物の譲渡により著作物を公衆に提供する行為であるから、譲渡権（26条の2第1項）を侵害すると主張することが考えられる。
- しかしながら、当該売却がなされるに先立ちA住居は既に公衆に提供された状態にあり、その結果、46条柱書により公衆が自由利用できる状態にあった。
- A住居の売却は、著作物（設計図αに係る建築デザイン）を新たに公衆に提供する行為ではないので、譲渡権侵害は成立しないと考える。
- Aが複数建築業者に見せた設計図αは複製物であるため、展示権（25条）侵害が成立する余地はない。

【設問1】の続き

- 設計図αは未公表であった。そのため、Aが多数の建築業者に設計図αを提示する行為及び設計図αに従いA住居を建築する行為は、公表権（18条1項）を侵害する。Bは、Aに対し、公表権侵害に基づき損害賠償を請求することができる。
- Aが多数の業者（2条5項の公衆）に設計図αを提示した場合、設計図αの複製物に記載された設計者（著作者）名表示をBからAに変更した行為は氏名表示権（19条1項）を侵害する。Bは、Aに対し、この氏名表示権侵害に基づき損害賠償を請求することができる。
- Bは、A住宅の建築は設計図αで表現された創作的建築デザインの公衆（不特定・多数人）への提示であるから、A住宅の設計者（著作者）としてBの氏名を表示しないことは氏名表示権を侵害すると主張することができる。
- 住宅自体に設計者名が表示されることはない実情に鑑み、A住宅の設計者（著作者）としてBの氏名を表示しないことは、Bが創作者であることを主張する利益を実質的に害していないと言え、19条3項により氏名表示権侵害から免責されると考える。

【設問2】 - BのDに対する請求

- Bは、Dに対して、玄関のデザインを変更した点について同一性保持権（20条1項）侵害を主張し、精神的損害の賠償に加えて、デザインを現状に回復（訂正）することを内容とする名誉回復措置の請求（115条）をすることができる。
- ◆ デザイン変更目的での建築物の改変に20条2項2号が適用されるか問題になる。
- 20条2項2号は目的を限定していない。また、居住者/利用者にとって優れたデザインは、優れた実用性と評価することができる。したがって、デザイン変更目的での建築物の改変にも20条2項2号が適用されると考える。
- よって、同一性保持権侵害は成立しないと考える。

20条2項

「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。 （略）

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変 （略）

【設問3】 - 著作権に基づく製造販売の差止請求

- Bは、Eに対して、複製権侵害に基づきA住居のミニチュア（「本件ミニチュア」）の製造差止を、譲渡権侵害に基づき本件ミニチュアの販売差止を請求することが考えられる（112条1項）。
 - 本件ミニチュアは、A住居及びその写真を介して、設計図αで表現された創作的建築デザインに依拠して作成された有体物であり、当該創作的建築デザインを直接感得できるものであるから、設計図αの複製物に該当する（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決）。
 - A住居は、46条柱書の「建築の著作物」に該当する。しかしながら、Bは、本件ミニチュアの作成・頒布は、46条2号により著作権侵害免責対象から除外されると主張することが考えられる。
 - 46条2号は模倣建築を制限する規定である。そのため、46条2号の対象は建築物としての実用性がある構造物に限定され则认为る。
- ミニチュアに建築物としての実用性はない。したがって、本件ミニチュアに46条2号は適用されないと考える。

【設問3】の続き

- Bは、設計図αで表現された創作的建築デザインは美術の著作物でもあるから本件ミニチュアの作成・販売には46条4号が適用されると主張することが考えられる。
- ◆ 建築物が美術的に創作されたものであるとき、建築物の複製物の販売に46条4号が適用されるか問題になる。
- 46条柱書は、「美術の著作物」と「建築の著作物」を明確に区別している。したがって、建築物は、4号の美術の著作物から除外される（4号は適用されない）と考える。
- よって、46条柱書により、複製権侵害も譲渡権侵害も成立しないと考える。

46条

「美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。（略）」

二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合 （略）

四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」